

総務建設経済常任委員会会議記録

1. 期日 平成 27 年 12 月 7 日 (月)

開会 15 時 14 分

閉会 16 時 06 分

2. 場所 第 1 委員会室

3. 付議事件

①二宮町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

(町長提出議案第 59 号)

②二宮町議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

(町長提出議案第 60 号)

③二宮町税条例等の一部を改正する条例(町長提出議案第 61 号)

④二宮町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

(町長提出議案 67 号)

4. 出席者 桑原委員長、善波副委員長、杉崎委員、柳川委員、一石委員、二見委員
添田議長

執行者側 ①～②町長、副町長、総務部長、総務課長、庶務人事班長
③町長、副町長、総務部長、税務課長、課税班長、収税班長
④町長、副町長、消防長、消防課長、庶務班長

傍聴議員 6 名

一般傍聴者 1 名

5. 経過

①二宮町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例(町長提出議案第 59 号)

＜補足説明＞

なし

＜質疑＞

二見 共済年金と厚生年金の一元化をするよということで、そのための条例改正ということか。

庶務人事班長 その年金の一元化に関する条例改正という理解で良い。

休憩 15 時 16 分

(傍聴議員の質疑：なし)

再開 15 時 16 分

＜討論＞

なし

＜採決＞

委員長 それでは議案第 59 号を採決する。議案第 59 号を原案のとおり可決とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。

よって議案第 59 号は可決と決定する。以上で議案第 59 号の審査を終了する。

②二宮町議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第 60 号)

<補足説明>

総務課長

新旧対照表により説明する。はじめに、今回の改正対象となった附則第 5 条について、まず、附則第 5 条第 1 項で定められている内容で、公務災害補償制度上の年金支給を受ける場合に他の法令による障害年金制度との給付調整を行うことを定めている。これは、公務災害補償制度と他の法令による障害年金制度の両方から未調整のまま年金が二重支給されてしまうことを避けるために規定されているもの。

次に用語の「傷病補償年金」について、これは業務上の公務災害又は通勤災害による傷病又は疾病が発生した場合は、療養補償による補償がされるが、療養開始後 1 年 6 箇月を経過したときに、未だ治らない場合に療養補償に代わり傷病補償年金の支給に切り替えられる。次のページは「障害補償年金」について、業務上の公務災害の傷病が治ったものの、身体に一定の障害が残ってしまった場合に支給されるものである。次のページを、「遺族補償年金」について、業務上の公務災害や通勤災害により死亡したときに給付されるものである。附則第 5 条第 1 項の表の内容については、本条例に基づき支給される傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金の支給にあたり、他の法令による障害年金制度との支給調整を行うための調整率を定めたもの。今回の改正では、被用者年金制度の一元化により、本条例の適用関係の整合を図る為に表の順番を整理するとともに、引用法令の名称等を改正したものである。なお、項目の順番を改正したのみで調整率に変更は無い。

次に新旧対照表の 3 枚目、附則第 5 条第 2 項で定められている内容については、同一の理由により公務災害補償制度上の休業補償と他の法令による障害年金が支給される場合は、休業補償の支給額を調整することを定めてある。「休業補償」については、業務上の公務災害又は通勤災害により負傷し又は疾病にかかったことにより、療養中であり、勤務に従事することができず、給与その他の収入を受けていない場合に、その勤務することができない期間 1 日につき平均給与額の 6 割に相当する額を支給する。次の附則第 5 条第 2 項の表の内容については、本条例に基づき支給される休業補償の支給にあたり、他の法令による障害年金制度との支給調整を行うための調整率を定めたもの。今回の改正では、第 1 項と同様に表の順番を整理するとともに、引用法令の名称等を改正したものである。なお、項目の順番を改正したのみで調整率に変更はない。

<質疑>

議長

被用者年金制度の一元化ということで、70 歳以上のことを指しているのか。あと、調整率が改正前と一緒ということだが、ひとつひとつ比

べてはいないのだが、片方には 0.73 とか、見比べなくてはいけないの
だろうが、この調整率は同じなのか。

庶務人事班長 被用者年金の関係だが、70 歳以上かどうかは問わず、それぞれの補償
年金に応じた率ということである。2 点目の調整率の関係だが、確かにこ
の表だけ見てしまうと同じものが対比されていないので、調整率がなかな
か分かりづらいということがあがるが、対比させたところ、同じ数字がスラ
イドされていて、課長の説明にもあった通り法令の文言が変わったところ
の整理がされただけという状況である。

休憩 15 時 24 分

(傍聴議員の質疑：なし)

再開 15 時 24 分

＜討論＞

なし

＜採決＞

委員長 それでは議案第 60 号を採決する。議案第 60 号を原案のとおり、可決
することに賛成の委員の挙手を求める。
(挙手全員)
挙手全員である。
よって議案第 60 号は可決と決定する。以上で議案第 60 号の審査を終
了する。

③二宮町税条例等の一部を改正する条例(町長提出議案第 61 号)

＜補足説明＞

税務課長

猶予制度の猶予とは分割納付を認めることで、納税者に資金調達や
資力回復の時間的猶予を与え、納税者の負担軽減を図るとともに、的
確な納税の履行を確保するものである。この分割納付は、よく窓口で
受けている単に生活が苦しいとか、借金の支払があることを理由とす
るいわゆる「法律によらない分納」とは別のものになる。

今回の税条例改正は地方税法の改正に伴い、国税の見直しと同様に
「申請による換価猶予の制度」を設けるとともに、換価猶予に係る申
請期限や担保が不要になる要件など一定の事項については地域の実
情に応じて条例で定めることとなったことによるもの。

猶予制度は、徴収猶予と換価猶予に分かれており、徴収猶予は納税
者が災害、盗難、病気、事業の休廃止等の理由により一時に納付が困
難と認められる場合、納税者の申請に基づき、徴収の猶予をするもの
である。猶予は財産の状況や事情からみて合理的かつ妥当なものに分
割納付させることとなる。猶予期間は原則 1 年だが、1 年以内で納付
することが困難と認められる場合は、最大通算 2 年の延長が可能。

次に換価猶予について、換価とは差し押さえた不動産の公売や、債
権を取り立てて、税金に充てることだが、換価をすることで事業継
続や生活の維持が困難になる場合や猶予することで徴収上有利にな

る場合で、納税者が誠実な納税意志を有すると認められるときは、地方団体の長による職権で換価を猶予するもの。徴収上有利になること
の具体例としては、滞納者本人の不動産に抵当権がついており、公売
しても町に配当が望めないような場合で、親族等が所有する抵当権が
ついていない不動産を担保として提供することなどが考えられる。分
割納付の規定や猶予期間は徴収猶予同様、原則1年だが、1年以内に
納付することが困難と認められる場合は、最大通算2年の延長が可能。

なお、今回の改正により、一時に納付が困難と認められる場合は、
納税者からの申請による換価猶予制度が新設された。これまで換価猶
予は、職権によるもののみとされていたが、実際には納税者から申し
出があつて猶予を認めているので、現実に即したものに改正される。
申請期間については、納期限から6月以内となる。

改正前は、猶予に係る金額が50万円以下の場合には担保が不要だっ
たが、改正により担保不要の要件は金額が100万円以下、猶予期間が
3月以内、担保を提供できない特別の理由がある場合の3項目に拡充
された。担保を提供できない特別の理由としては、担保とするのに適
当なもの（例えば不動産等）がない場合である。

また、猶予の申請にあたって申請書に記載すべき事項として、猶予
を受ける税目や年度、金額、期間と言った当然のこと以外に一時に納
付できない事情の詳細等、添付書類として、財産目録、収支の実績等、
担保提供に関する書類等が規定された。

なお、平成27年度の徴収猶予の実績は1件のみ、換価猶予は2件
となっている。実績件数が少ないのは、徴収猶予が災害、病気等で一
時に納付できない相当の理由がある場合で条件が限られること、また
この猶予制度は、国税のように納期が1回しかないものを12回に分
割することは納税者の負担軽減の効果が大きい、町県民税や固定資
産税のように4回に分かれているものをさらに細分化しても、大きく
負担軽減にならず、納税者から1年を超えるような分納を求められる
場合が多いことなどによる。

(以下、配付資料に基づき朗読説明)

<質疑>

一石

資料2枚目の固定資産税の減額措置、わがまち特例を新築のサービス
付き高齢者向け賃貸住宅の特例率3分の2とあるが、このような住宅
を選んだ理由は。

課税班長

地方税法で今回改正があり、その対象がサービス付き高齢者向け賃貸
住宅ということで、法改正によるもの。

杉崎

担保の場合は、現金があれば現金の担保は無い。不動産も特別の事情
があればいらぬよということで、ほとんど担保無しになるというこ
とで良いか。あと資料の2ページ目、3番目の下、平成17年排ガス基
準75%達成車でかつ平成32年度燃費基準達成の乗用車ということで、
今からもうこれが決まっているということか。それと税務課の方で、
車がこの1から3のどれに当たるかという把握はどこで行っているの
か。車検証が提出されていれば分かるのだろうけれど。あと、新築の

サービス付き高齢者向け賃貸住宅、これはどのようなものを指しているのか。我々が知っているような住宅があるのかどうか。

収税班長 担保については土地であるとか、建物、自動車とか保証人の保証を考えている。

課税班長 2 ページ目の軽自動車税の関係だが、平成 32 年度燃費基準達成の乗用車については、すでに国の方で車体課税ということで、軽自動車だけでなく、自動車を含めた燃費基準のものについてすでに決定されているものなので、国の改正に伴って税条例に定めた。町の方で対象車を把握しているかどうかの内容だが、現在のところ、町の方では、このような内容に伴う登録初年度年月日であるとか、燃費基準の情報が、現在のところはない。ここでこの改正にあたって、軽自動車の情報についても軽自動車検査協会の方から各市町村に情報提供がされる見込みとなっている。これが 28 年度の改正に向けて現在動いているところである。固定資産税のわがまち特例の関係だが、国土交通省と厚生労働省が定めているサービス付き高齢者向け賃貸住宅、単身高齢者、あと夫婦世帯が安心して居住できる賃貸の住まいということで、高齢者の住まい法に基づく制度となっていて、バリアフリー構造とか、ケアの専門家が日中常駐しているという建物が該当となっている。

杉崎 軽自動車について、情報が来て、これは 28 年度だけだろうから、1 台ずつチェックするのもたいへんだから、ソフトを買ってももったいないし、そのへんはどうクリアするのか。それからわがまちの関係だが、これは誰が認定するのか。これがあてはまる賃貸住宅というのを。

課税班長 登録年月日、燃費情報については、登録があったごとに、協会から書類が送られてくるようになっている。その書類に燃費に関する情報が記載されているので、その情報を各市町村の方で入力していくような形になる。わがまち特例の関係は、町内ではオペラガーデンという建物があって、こちらがサービス付き高齢者向け賃貸住宅の対象である。

(「誰が認めるのか」との声あり)

税務課長 それ該当するかどうかについては、あくまで申請に基づいてやっていただくものになるので、適合するものであるということであれば、減額するということになる。詳しい内容については、申請の内容を見た上で判断していく。軽自動車の関係については、28 年度に限り軽課ということで、28 年度以降については、14 年を経過した車については重課税というものが出るので、これ以降も続くということ。28 年度以降についても、国の方で新たに環境に関する軽課になると思うが、何らかの形で継続されるのではないかという情報があるので、それに合わせて、今回補正予算でシステム改修を行い、課税していく。

柳川 確認だが、軽減後の税率は 28 年度でよろしいということか。反面、古い車について加算されるのは持っている間はずっと加算されるということではよろしいか。

税務課長 軽課について、今決まっているものは 28 年度限りである。重課税については今後も続くことになると思う。

議長 最初の猶予制度の見直しについては、こんなのは無かったのかというくらいのもので、このような猶予制度の見直しがなぜ必要になったのかということ、これをすることによって、たしか 3 年でチャラになるのだったか、これを 2 年延長すると 5 年滞納することができるようになるのか。5 年にするという事は、町にとっては徴収する機会が増えるということなので、それが目的なのかということをお聞きしたい。軽自動車について、第 30 条の第 1 項第 2 項第 3 項がこの資料の 1, 2, 3 であると思うが、新しく第 4 項、第 5 項というものがあって、これがいったい何を意味しているのかと。

収税班長 猶予の件であるが、今年の 3 月に地方税法が改正ということで、細かい内容を条例で定めよということで今回の改正となった。

収税班長 (「国は何を目的としたのか。」との声あり。)
目的としては、今まで規定はあったが、詳細が不明確であったということで、今回各自治体の実情に合わせて内容を決めることになったということ、あと換価猶予の方で、今まで無かった申請による換価猶予が認められるということで、納税者の負担の軽減が図れるようになったということである。時効の件は、現在の時効は 5 年で、この猶予制度が許可になると、時効の進行が停止となる。本人に残りの滞納がこれだけあるよということで承認が取れると、時効がリセット、中断になる。時効が延びるということ。

課税班長 地方税法附則の第 30 条の第 4 項と第 5 項について、地方税法の方に平成 28 年 4 月 1 日から施行ということで改正になっている。この地方税法の第 4 項の部分が条例の、資料でいくと (2) のところになる。(3) の部分については第 5 項に該当する。

議長 国がこのように法律を改正したということは、各自治体は違った形で猶予を持っていたのを、国が統一しようということか。

収税班長 今までは 50 万円担保の物件については、50 万円以下ということで不要だということしか決まっていなかったが、各自治体で、金額の 100 万円というのも各自治体の実情に合わせて決められるという形になっている。二宮町も 100 万円としたが、各自治体で幅を持っている。

休憩 15 時 54 分
(傍聴議員の質疑：渡辺議員)
再会 15 時 59 分

< 討論 >

なし

＜採決＞

委員長

それでは議案第 61 号を採決する。議案第 61 号を可決することに賛成の委員の挙手を求める。
(挙手全員)
挙手全員である。
よって議案第 61 号は可決と決定する。以上で議案第 61 号の審査を終了する。

④二宮町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（町長提出議案第 67 号）

＜補足説明＞

消防長

用語の説明については、先ほど総務課の条例改正の際に説明したとおりである。それ以外、補足は無い。

＜質疑＞

柳川

確認であるが、町職員と同じように、共済年金と厚生年金が一本化になったということか。

消防課長

被用者年金制度の一元化による改正ということである。

休憩 16 時 05 分

(傍聴議員の質疑：なし)

再会 16 時 05 分

＜討論＞

なし

＜採決＞

委員長

それでは議案第 67 号を採決する。議案第 67 号を可決することに賛成の委員の挙手を求める。
(挙手全員)
挙手全員である。
よって議案第 67 号は可決と決定する。以上で議案第 67 号の審査を終了する。
これをもって、当委員会に付託された案件の審査を終了する。ご苦勞様でした。

閉会 16 時 06 分